

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特設配水管工事の申請等（第3条—第5条）
- 第3章 広域連合企業長施行（第6条—第7条）
- 第4章 申請者施行（第8条—第16条）
- 第5章 補則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第32号。以下「条例」という。）第14条第6項の規定に基づき、特設配水管布設工事の施行、設計審査管理費及び設計管理費に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特設配水管 条例第14条第1項の規定により申請者の費用で布設する配水管及びこれに付帯する施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 既設配水管から分岐（延長を含む。）する配水管で、管の口径が50ミリメートル以上であり、公道又は私道に布設するもの
 - イ 受配水又は加圧等の施設（以下「付帯施設」という。）であり、広域連合企業長が認めた土地に建設するもの
 - ウ 既設配水管の切廻し工事に係る配水管
- (2) 申請者 条例第14条第1項の規定により特設配水管の布設の申請をする者をいう。
- (3) 広域連合企業長施行 条例第14条第2項の規定により広域連合企業長が特設配水管布設工事を施行することをいう。
- (4) 申請者施行 条例第14条第2項の規定により申請者が特設配水管布設工事を施行することをいう。

- (5) 納付金 条例第14条第3項の規定による工事費及び設計管理費又は同条第4項の規定による設計審査管理費で、あらかじめ広域連合企業長に納める費用をいう。

第2章 特設配水管工事の申請等

(特設配水管工事の申請等)

第3条 申請者は、特設配水管工事申請書（別記第1号様式）に広域連合企業長が必要と認める設計図書及び関係資料等を添付し申請しなければならない。

2 申請者施行の工事施行者は、広域連合企業長が別に定める一般競争入札参加業者資格者名簿に水道施設工事で登載されたもの又は管工事及び土木一式工事で登載されたものでなければならない。ただし、広域連合企業長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 広域連合企業長は、第1項の申請があったときは、内容を審査し、当該申請に係る特設配水管工事施行の可否について特設配水管工事施行可否通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、許可しない旨の通知をするときは、当該通知書にその理由を示すものとする。

4 申請者施行によるときは、申請者は、前項の規定により特設配水管工事の施行を許可する旨の通知を受けた後、特設配水管工事設計審査申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 工事費内訳書

(2) 工事計画書

(3) 委任状（別記第4号様式）

(4) 参考図書（開発計画書、水理計算書、公図の写し、求積図、境界同意書の写し、土地使用承諾書）

(5) その他広域連合企業長が必要と認める資料

5 広域連合企業長は、前項の申請書が提出されたときは、設計内容を審査し、特設配水管工事設計審査結果通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

6 申請者は広域連合企業長が必要と認める場合、前項の規定による通知を受けた後、実施要領等に関する協定を締結しなければならない。

(適用区分)

第4条 広域連合企業長施行及び申請者施行の適用の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 占用工事等により既設配水管及び附属施設が支障となるため、移設、切廻し又は改良する

場合 広域連合企業長施行

(2) 建築物の建築又は宅地の造成を行い、広域連合企業長から給水を受けるために配水管を必要とし、配水管の新設等をする場合 申請者施行

2 前項第2号の規定にかかわらず、官公庁又はこれに準ずる団体から広域連合企業長施行の申出があった場合は、広域連合企業長施行によることができる。

(納付金等の通知)

第5条 広域連合企業長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、納付金の額を算定し、通知書その1（別記第6号様式）及び納入通知書を申請者に送付するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、納入期限までに納付金を納入するとともに、前項の通知書の回答書（別記第7号様式）を広域連合企業長に提出しなければならない。

3 広域連合企業長は、納入期限までに納付金の納入及び回答書の提出がないときは、工事の申請を取消したものとみなす。

第3章 広域連合企業長施行

(設計管理費)

第6条 設計管理費は、条例第14条第5項の規定により算出した工事費から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（以下「工事価格」という。）に、別表に定める区分により算定した金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に100分の110を乗じて得た額とする。

2 工事費の算定は、広域連合企業長が定める配水管工事の設計単価及び歩掛によるものとする。

3 広域連合企業長は、公共事業の施行に伴う特設配水管工事の場合、工事費から財産価値の減耗分を控除することができる。

4 工事の変更等により工事費及び設計管理費に増減が生じた場合は、これを追徴し、又は還付するものとする。

(納付金の精算及び工事完成の通知)

第7条 広域連合企業長は、工事が完成したときは、納付金を精算し、通知書その2（別記第8号様式）を送付するものとする。この場合において、納付金に不足が生じたときは、納入通知書を申請者に送付するものとする。

2 申請者は、前項の納入通知を受けたときは、納入期限までに工事費及び設計管理費の追徴金を納入しなければならない。

3 広域連合企業長は、工事費及び設計管理費に還付金が生じた場合は、これを申請者に還付するものとする。

第4章 申請者施行

(設計審査管理費)

第8条 設計審査管理費は、工事価格に、別表に定める区分により算定した金額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に100分の110を乗じて得た額とする。

2 工事の変更等により設計審査管理費に増減が生じた場合は、これを追徴し、又は還付するものとする。

(納付金の精算)

第9条 広域連合企業長は、工事が完成したときは、納付金を精算し、通知書その3(別記第8号の2様式)を送付するものとする。この場合において、納付金に不足が生じたときは、納入通知書を申請者に送付するものとする。

2 申請者は、前項の納入通知を受けたときは、納入期限までに設計審査管理費の追徴金を納入しなければならない。

3 広域連合企業長は、設計審査管理費に還付金が生じた場合は、これを申請者に還付するものとする。

(工事施行に伴う提出書類)

第10条 申請者施行をするときは、申請者は、工事施行届(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて着手前に広域連合企業長に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 現場代理人、主任技術者、専門技術者選任通知書及び経歴書
- (4) 施工計画書
- (5) 材料検査願

2 前項の書類の様式は、広域連合企業長が別に定めるかずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)に規定する提出書類の様式に準ずるものとする。

(審査、監督及び検査のための職員の任命等)

第11条 広域連合企業長は、申請者施行によるときは、当該工事に係る事務処理等を行うため、

審査職員、監督職員及び検査職員を任命するものとする。

- 2 審査職員は、申請者施行の工事計画書、工事施行計画書、配管設計及び使用材料等の審査を行うものとする。
- 3 広域連合企業長は、前項の規定の審査結果が適切であると認めるときは、工事の施行を承認するものとする。なお、この場合、広域連合企業長は、申請者に対して工事の施行に関し、必要な条件を付することができる。
- 4 監督職員は、工事の施行に関する技術上の監督、材料検査、工事の立会い、断水に伴う仕切弁操作を行うものとする。
- 5 申請者は、設計と異なる仕様又は材料で工事を施行する必要が生じた場合は、その都度監督職員の承認又は立会いを受けなければならない。
- 6 検査職員は、工事のしゅん工検査を行うものとする。

(関連法令等の遵守)

第12条 申請者は、工事の設計及び施行にあたり、標準仕様書及びその他関連法令等を遵守し、監督職員の指示に従わなければならない。

(しゅん工検査)

第13条 申請者は、工事完成後直ちに工事しゅん工検査申請書（別記第10号様式）を広域連合企業長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の工事しゅん工検査申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) しゅん工図
- (2) 工事写真
- (3) その他広域連合企業長が必要と認める資料

3 広域連合企業長は、第1項の規定による工事しゅん工検査申請書の提出があったときは、速やかにしゅん工検査を実施し、検査後、完成と認めた時は、検査結果通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

4 申請者は、前項の通知を受けた後、寄附願（別記第12号様式）を提出し、広域連合企業長は寄附を受け入れるものとする。

(工事の手直し等)

第14条 検査職員は、しゅん工検査の結果、工事の出来形が設計書、仕様書、図面その他許可条件等に適合しないと認めるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 内容が軽易なものであるときは、申請者に対して期間を指定し補修又は改造を命ずるとともに必要な指示を行わなければならない。

(2) 内容が重大であり、かつ、その補修若しくは改造に要する期間が長期にわたると認められたもの又はその補修若しくは改造を不能と認められたものは、その旨及びその措置について広域連合企業長に報告し、その指示を受けなければならない。

(再検査)

第15条 しゅん工検査の結果、工事の補修又は改造を命じたものについて、補修又は改造を終了した旨申請者から報告があったときは、更にしゅん工検査を行う。ただし、軽易なものについては、監督員に委任することができる。

(受贈財産の評価額)

第16条 第13条第4項の規定により寄附を受けた施設の受贈財産評価額の算出は、当該特設配水管に係る工事価格によるものとする。

第5章 補則

(施設の維持管理)

第17条 第13条第4項の規定により寄附を受けた特設配水管は、広域連合企業団に帰属し、その維持管理は広域連合企業長が行うものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は広域連合企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、特設配水管に関する規程（平成10年木更津市水道部管理規定第10号）又は特設配水管の布設に関する規程（平成12年袖ヶ浦市企業訓令甲第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年9月27日管理規程第1号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年6月25日管理規程第12号）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第6条・第8条関係）

工事に係る費用 (工事価格)	率／最高額	
10,000,000円以下	5.5%	550,000円
10,000,000円を超え 30,000,000円以下	3.5%	1,050,000円
30,000,000円を超え 300,000,000円以下	2.5%	7,500,000円
300,000,000円を超え 2,000,000,000円以下	2.0%	40,000,000円
2,000,000,000円を超える	1.5%	—

別記

第1号様式（第3条第1項）

特設配水管工事申請書		工事番号	第 号	
かずさ水道広域連合企業団 広域連合企業長 様 年 月 日				
申請者	住所	印		
	氏名			
かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例第14条第1項の規定により、次のとおり特設配水管工事を施行したいので、申請します。				
施行を必要とする理由	<input type="checkbox"/> かずさ水道広域連合企業団の給水を受ける際、近くに給水可能な配水管がないため。 <input type="checkbox"/> 占用工事等により既設配水管及び附属施設が支障となるため。 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
施行方法	<input type="checkbox"/> 広域連合企業長施行 <input type="checkbox"/> 申請者施行			
工事場所				
給水開始希望年月日	年 月 日	工事完成希望年月日	年 月 日	
開発許可番号年月日	指令第 号 年 月 日			
施行業者名	(登録番号)			
添付書類	名称	備考	名称	備考
通知書送付先	郵便番号 住所・氏名 又は名称			電話番号

※開発許可申請書の写しを添付すること。

第2号様式（第3条第3項）

特設配水管工事施行可否通知書

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

年 月 日付けで申請のあった工事施行については、下記のとおり決定したので
通知します。

記

許可する ・ 許可しない

施行区分 広域連合企業長施行 申請者施行

許可条件 次の条件を厳守すること。

- (1) 工事に係る費用の全額（一部）を申請者の負担とすること。
- (2) 工事しゅん工後は、すべて広域連合企業団に帰属するものとし、分岐引用等一切について異議は申し立てないこと。
- (3) 給水開始時期は、広域連合企業長の指示によること。
- (4) 申請者施行により工事を行う場合の着工時期は、設計審査許可後に納付金を納入し、材料検査を実施して合格した後とすること。
- (5) 申請者施行による工事に関する広報等は申請者が実施するものとし、工事に関連して第三者に与えた損害等については、すべて申請者の責任で処理すること。
- (6) 申請者施行により設置した配水施設については、広域連合企業団に帰属後、2年以内に発生した事故で申請者の責に基づくものは、すべて申請者の責任で処理すること。

- (7) 申請者施行により工事を行う場合の施行業者は、かずさ水道広域連合企業団一般競争入札参加業者資格者名簿に水道施設工事で登載されたもの又は管工事及び土木一式工事で登載されたものであって、かつ、かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書に従って施行すること。
- (8) 広域連合企業長施行では、工事が完成した後、納付金を精算し、配水管として広域連合企業団に帰属すること。
- (9) その他 ()

許可しない場合その理由

第3号様式（第3条第4項）

特設配水管工事設計審査申請書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長

様

申請者 住所

氏名

印

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第3条第4項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 施工業者名

2 登録番号

3 関係書類

(1) 工事費内訳書

(2) 工事計画書

(3) 委任状

(4) 参考図書

開発計画書、水理計算書、公図の写し、求積図、

境界同意書の写し、土地使用承諾書

(5) その他

第4号様式（第3条第4項）

委任状

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

住所

氏名 印

私は、下記の者を代理人と定め、申請者施行に関する一切の権限を委任します。

記

代理人 住所

氏名

工事名

工事場所

第5号様式（第3条第5項）

特設配水管工事設計審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

年 月 日付けで申請のあった設計審査については、下記のとおり決定したので
通知します。

記

適合する ・ 適合しない

「適合する場合の条件 次の条件を厳守すること。」

- (1) 工事の実施にあたってはかずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書に従うこと。
- (2) 工事の内容に変更が生じる場合は再度協議すること。
- (3) 工事の実施が著しく遅れる場合は再度協議すること。

適合しない場合その理由

通知書その1

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

特設配水管工事の施行に係る納付金等について

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第5条第1項の規定により、工事の施行に係る納付金等を次のとおり確定したので通知します。

なお、納付額等に異存がない場合は、回答書の提出を願うとともに、別紙納入通知書により納入をお願いします。

確定事項				
工事名				
工事場所			工事番号	
納 付 金	設計審査管理費		納入期限	年 月 日
	設計管理費		監督職員名	
	工事費		備考	
	計			
	消費税及び 地方消費税額			
	合計			
工事完成（給水可能） 予定年月日	年 月 日			

回答書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長

様

申請者 住所

氏名

印

特設配水管工事の施行に係る納付金等について

年 月 日付け 第 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 異存がありません。

2 異存があります。

（その理由）

※1、2のいずれかに○を付けてください。

2に○を付けた場合は、その理由を記入してください。

通知書その2

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

特設配水管工事の完成及び納付金の精算について

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第7条第1項の規定により、工事が完成し、納付金を精算した結果、次のとおりでしたので通知します。

工事名				
工事場所			工事番号	
工期	年 月 日から 年 月 日			
検査年月日	年 月 日			
納 付 金 精 算 内 訳		納入済額	精算額	増減額
	工事費	円	円	円
	設計管理費	円	円	円
	計	円	円	円
	消費税及び 地方消費税額	円	円	円
	合計	円	円	円
	追徴額（還付額）			円
摘要欄				



第8号の2様式（第9条第1項）

通知書その3

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

特設配水管工事の完成及び納付金の精算について

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第9条第1項の規定により、工事が完成し、納付金を精算した結果、次のとおりでしたので通知します。

工事名				
工事場所		工事番号		
工期	年 月 日から 年 月 日			
納付金精算内訳		納入済額	精算額	増減額
	設計審査管理費	円	円	円
	消費税及び地方消費税額	円	円	円
	合計	円	円	円
	追徴額（還付額）	円		
摘要欄				

第9号様式（第10条第1項）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

申請者 住所
氏名 印

工事施行届

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第10条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 工事名

- 2 関係書類
 - (1) 着手届
 - (2) 工程表
 - (3) 現場代理人、主任技術者、専門技術者専任通知書及び経歴書
 - (4) 施工計画書
 - (5) 材料検査願

第10号様式（第13条第1項）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

申請者 住所

氏名 印

工事しゅん工検査申請書

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第13条第1項の規定により特設配水管工事のしゅん工検査を願いたく関係書類を添えて申請します。

記

工事名	
工事場所	
着工日	年 月 日
しゅん工日	年 月 日
添付書類	1 しゅん工図 2 工事写真 3 出来形管理表、品質管理表
その他事項	

第 1 1 号様式 (第 1 3 条第 3 項)

年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長

印

検査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった工事しゅん工検査について、かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第 1 3 条第 3 項の規定により検査結果を通知します。

記

工事名	
工事場所	
着工日	
しゅん工日	
検査日	
検査結果	

第12号様式（第13条第4項）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

申請者 住所

氏名 印

寄附願

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第13条第4項の規定により特設配水管を寄附します。

記

工事名	
寄附施設	
設置場所	
その他	